社会福祉法人高田福祉会定款

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

（２）　第二種社会福祉事業

老人短期入所事業の経営

老人デイサービス事業の経営

小規模多機能型居宅介護事業の経営

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人高田福祉会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者　等）を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を新潟県上越市とよば１１２番地に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上８名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事２名、事務局員１名、外部委員２名の合計５名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員としての適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第７条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　評議員に対して、各年度の総額が３０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）事業計画及び収支予算

（10）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

（11）公益事業・収益事業に関する重要な事項

（12）解散

（13）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１３条　評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２人は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１６条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　　６名以上７名以内

（２）監事　　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を副理事長とする。

４　理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第１８条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（理事の職務及び権限）

第１９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２１条　理事または監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事または監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２２条　理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２３条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第２４条　理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第２５条　理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事または当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下、この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福

社法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金１０万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法４５条の２２の２にて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項第２号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職員）

第２６条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長」という。）は、理事会において。選任及び解任する。

３　施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）

第２７条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第２８条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第２９条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第３２条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の４種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）新潟県上越市とよば１８６番地、１８５番地２　所在の鉄骨造陸屋根４階建特別養護老人ホームの建物　１棟（5,442.92 ㎡）

（２）新潟県上越市大字薮野字川端１３８番地、１４０番地、１４１番地１、１４１番地２、１４２番地１、１４２番地３、１４３番地１、１４３番地２、１４４番地、新潟県上越市大字池字坪の尻１０１６番地所在の鉄骨陸屋根３階建特別養護老人ホームの建物　１棟（2,208.19 ㎡）

（３）特別養護老人ホームの敷地

新潟県上越市とよば１８６番の土地（4,875.93 ㎡）

（４）新潟県上越市とよば１０７番地、１０８番地　所在の鉄骨造陸屋根３階建小規模多機能他複合施設の建物の２階（427.00 ㎡）

（５）新潟県上越市とよば１０７番地、１０８番地　所在の鉄骨造陸屋根３階建小規模多機能他複合施設の建物の１階北西スペース（148.72 ㎡）

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産は、第４１条に掲げる公益を目的とする事業及び第４２条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３３条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事~~会~~総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、上越市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、上越市長の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関

する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３４条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第３５条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事~~会~~総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３６条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し~~事~~、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３７条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３８条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３９条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第４０条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

第７章　　公益を目的とする事業

（種　別）

第４１条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援事業

（２）サービス付き高齢者向け住宅事業

（３）社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第８章　　収益を目的とする事業

（種　別）

第４２条　この法人は社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。

（１）テナント貸付事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（収益の処分）

第４３条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業または公益事業に充てるものとする。

第９章　　解散

（解　散）

第４４条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４５条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１０章　定款の変更

（定款の変更）

第４６条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、上越市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を上越市長に届け出なければならない。

第１１章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４７条　この法人の公告は、社会福祉法人高田福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４８条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

第１条　この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　関原忠良
理事　　青木太一郎
〃　　小菅貞一
〃　　齋藤晶夫
〃　　齋藤美恵子
〃　　下鳥　茂
〃　　関原登志子
〃　　津山智隆
〃　　船崎昌治
〃　　丸山典雄
〃　　宮澤鎮太
〃　　村越厚文
監事　　藤本義一郎
〃　　山崎　晃
〃　　横田清一
評議員　　飯澤知三郎
〃　　池田尤夫
〃　　石黒靖雄
〃　　市川直治郎
〃　　伊藤忠雄
〃　　猪俣孝一
〃　　太田三男
〃　　岡本幸一
〃　　尾崎柾雄
〃　　木村一久
〃　　小菅貞一
〃　　坂田範夫
〃　　下鳥茂
〃　　関原勝司
〃　　関原登志子
〃　　田村久子
〃　　萩原壮一
〃　　長谷川新
〃　　平田美智代

〃　　星野一雄
〃　　丸山典雄
〃　　宮越昇
〃　　宮澤慎太
〃　　渡部英夫
〃　　渡邉文雄

第２条　この法人の設立当初の会計年度は、法人登記の日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

第３条　この定款は、平成１７年８月１５日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　第１８条第２項の改正定款は、平成１７年１０月１４日から施行する。

2　第１条第１項、第１８条第１項から第５項、第２７条第１項から第２項、第２８条第１項、第２９条、第３０条、第３１条、第３２条、第３３条、第３４条の改正定款は、平成１８年　６月２９日から施行する。

3　第３条、第５条第１項、第１３条第１項の改正定款は、平成１９年８月１５日から施行する。

4　第１条、第５条４項、第９条６項、第１６条２項、第１８条２項の改正定款は、平成２０年４月１日から施行する。

5　第４条の改正定款は、平成２０年９月２６日から施行する。

6　第５条、第１３条第１項、の改正定款は、平成２１年８月１５日から施行する。

7　第１８条第１項、第３項から第４項、第２７条第１項、第２９条第１項から第２項、第３０条、第３１条、第３２条、第３３条、第３４条、第３５条、第３６条の改正定款は、平成２１年９月１５日から施行する。

8　第１８条第２項（４）の改正定款は、平成２２年１月７日から施行する。

9　第５条第１項、第１３条第１項の改正定款は、平成２３年１０月２１日から施行する。この定款の変更に伴い選任される理事及び評議員の任期は、定款第６条の規定にかかわらず、平成２５年８月１４日までとする。

10　第２７条第１項（２）の改正定款は、平成２４年１０月２３日から施行する。

11　第４条、第１８条２の改正定款は、平成２５年２月２６日から施行する。

12　第５条第４項、第９条第９項、第１１条第２項、第１３条第９項、第１９条、第３３条、第３４条、第３４条第２項の改正定款は、平成２５年６月２１日から施行する。

13　第５条、第１３条の改正定款は、平成２５年８月１５日から施行する。

14　第５条第４項、第５項の改正定款は、平成２６年６月１６日から施行する。

15　第１８条第２項の改正定款は、平成２７年４月２２日から施行する。

16　第５条第１項（１）、第１３条第１項の改正定款は、平成２７年８月１５日から

施行する。

17　第３条第２項、第５条、第６条第１項、第６条第２項、第６条第３項、第６条第４項、第６条第５項、第７条第１項、第７条第２項、第７条第３項、第８条、第９条、第１０条、第１１条、第１２条第１項、第１２条第２項、第１３条第１項、第１３条第２項、第１３条第３項、第１３条第４項、第１４条第１項、第１４条第２項、第１５条第１項、第１５条第２項、第１５条第３項、第１５条第４項、第１６条第１項、第１６条第２項、第１７条第１項、第１７条第２項、第１７条第３項、第１８条第１項、第１８条第２項、第１９条第１項、第１９条第２項、第１９条第３項、第２０条、第２１条、第２２条第１項、第２２条第２項、第２２条第３項、第２３条、第２４条、第２５条第１項、第２５条第２項、第２６条第１項、第２６条第２項、第２７条第１項、第２７条第２項、第２８条第１項、第２８条第３項、第２８条第４項、第２９条、第３０条第３項、第３１条第１項、第３１条第２項、第３２条第１項、第３２条第２項、第３２条第３項、第３３条、第３４条、第３５条、第３６条、第３７条、第３８条、第３９条、第４０条、第４１条、第４２条、第４３条、附則第１条の改正定款は、平成２９年４月１日から施行する。

18　第７条、第８条、第９条、第１０条、第１１条第１項（９）、第１１条第１項（１０）、第１１条第１項（１１）、第１１条第１項（１２）、第１１条第１項（１３）、第１２条、第１３条、第１４条、第１５条、第１５条第２項、第１６条、第１７条、第１８条、第１９条、第２０条、第２１条、第２１条第３項、第２２条、第２３条、第２４条、第２５条、第２６条、第２７条、第２８条、第２９条、第３０条、第３１条、第３１条第２項、第３２条、第３２条第４項、第３３条、第３４条、第３５条、第３６条、第３６条第３項、第３７条、第３８条、第３９条、第４０条、第４１条、第４１条第２項、第４２条、第４２条第２項、第４３条、第４４条、第４５条、第４６条、第４７条、第４８条の改正定款は、平成２９年７月２１日から施行する。

19　第４１条第１項（３）の改正定款は、令和３年１月１２日から施行する。

20　第２４条、第２５条の改正定款は、令和３年７月１２日から施行する。